

## 須賀川市まちなか出店推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中心市街地の活性化を推進し、賑わいを創出するため、中心市街地において新たに出店する者等に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 須賀川市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地区域及び区域界となる道路等に面する土地。ただし、区域界となる道路等に面する土地にあつては、道路中央分離帯、水路等により土地利用が分断される土地及び翠ヶ丘公園が区域界となる土地を除く。
- (2) 店舗併用住宅等 中心市街地に所在し、店舗、事務所等と住宅の機能を併せ持つ建物
- (3) 新規出店事業 新たに中心市街地において店舗を賃借又は取得し、出店する事業
- (4) 店舗併用住宅等改修事業 新規出店事業を行う者へ賃貸するため、店舗併用住宅等の店舗と住宅部分を明確に区分するための工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中心市街地に出店する個人又は法人
- (2) 店舗併用住宅等を所有する個人又は法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第3号までに該当する者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規出店事業
  - (2) 店舗併用住宅等改修事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としないものとする。

- (1) 補助金交付決定年度内に完了しない事業
- (2) 交付申請時において、出店する店舗の賃貸借契約を締結していない事業
- (3) 交付申請時において、出店する店舗の賃借の開始日又は店舗の取得日から1年を経過している事業
- (4) 当該事業に対し、国、県又は市から他の補助金の交付が決定している事業  
(補助対象要件及び補助額等)

第5条 補助対象要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

ただし、第7条による補助金交付決定前に着手した補助対象経費があるときは、これを除く。

- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)(新規出店事業を行う者に限る。)
- (2) 改修計画書(第3号様式)(店舗併用住宅等改修事業を行う者に限る。)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)
- (4) 現況写真、位置図及び平面図
- (5) 見積書等経費の内容が確認できる書類
- (6) 店舗の賃貸借契約書の写し(新規出店事業のうち店舗を賃借し出店する者に限る。)
- (7) 店舗の新規取得を証する書類(新規出店事業のうち店舗を取得し出店する者に限る。)
- (8) 納税証明書(市町村民税に係る直近2か年分)
- (9) 当該建物を所有することが確認できる書類(店舗併用住宅等改修事業を行う者に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査

し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した補助金交付決定通知書（第5号様式）を、当該申請者に通知する。

（事業計画の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業計画の変更をしようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の5分の1以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止するとき。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付した事業計画変更（中止）承認通知書（第7号様式）を、当該申請者に通知する。

3 前項の変更承認により、決定した補助金の額に変更があるときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（第8号様式）を当該申請者に通知する。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業完了後14日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第10号様式）（新規出店事業を行う者に限る。）
- (2) 改修実績書（第11号様式）（店舗併用住宅等改修事業を行う者に限る。）
- (3) 事業完了後の内部及び外部の写真
- (4) 補助事業に係る費用の支払いを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか審査し、適合すると認めるときは交付する補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した補助金の額と第7条の

規定に基づき通知した補助金等の額又は第 8 条の規定に基づき変更した場合に通知した補助金等の額が同額である場合には、前項に規定する通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第 1 1 条 前条の規定により補助金が確定した者は、補助金請求書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したことが明らかになったとき。

(3) 前 2 号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合には、交付決定者に対し補助金交付決定取消通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、交付決定者に対し補助金返還命令書（第 14 号様式）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 1 4 条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(帳簿及び関係書類の整理、保管等)

第 1 5 条 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 市長は、補助金の予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、当該交付決定

者に対し、この要綱に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象事業	新規出店事業	店舗併用住宅等改修事業
<p>補助対象要件</p>	<p>次の要件のすべてを満たすものであること。</p> <p>①小売業、飲食業、サービス業（洗濯業、理容業、美容業等）、その他中心市街地の集客に効果があると認められる事業であること。</p> <p>②風俗営業、フランチャイズによる店舗でないこと。</p> <p>③土曜日又は日曜日を含め週5日以上営業し、かつ、直接客が来店するものであること。ただし、土曜日又は日曜日の営業日において夜間のみ営業する場合は対象としない。</p> <p>④商店会等が存在する区域にあっては、これに加入すること。</p>	<p>新規出店事業を行う者へ賃貸するものであること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>出店するために要する次の経費</p> <p>①内装工事</p> <p>②給排水設備工事</p> <p>③室内照明設備工事</p> <p>④空調・冷暖房設備工事</p> <p>⑤トイレの新設・改修工事</p> <p>⑥看板設置工事</p> <p>⑦対象施設工事に伴う諸経費</p> <p>⑧什器・備品等設備費（汎用性がある物、1万円以下の消耗品、中古品、不動産購入、車両購入を除く）</p> <p>⑨広告宣伝費（自社HP作成に関するものを除く）</p> <p>⑩上記の他、市長が必要と認める費用</p>	<p>店舗部分を明確に区分するために要する次の経費</p> <p>①給排水工事</p> <p>②電気工事</p> <p>③住宅部分との間仕切り工事</p> <p>④対象施設工事に伴う諸経費</p> <p>⑤その他、市長が必要と認める費用</p>
<p>補助率</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>
<p>補助限度額</p>	<p>80万円</p>	<p>20万円</p>